

群馬県報



目次

告 示

- 区域および面積の指定の告示の一部改正 (地域農業支援課) 二
- 県道路線認定に関する告示の一部改正 (道路企画管理課) 二
- 道路の区域変更 (同) 三
- 同 (同) 三
- 同 (同) 三
- 道路の供用開始 (同) 三
- 道路の区域変更 (同) 四
- 道路の供用開始 (同) 四
- 同 (同) 四
- 同 (同) 五

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る
認証申請 (NPO・ボランティア推進課) 五
- 指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢政策課) 六
- 同 (同) 六
- 指定居宅介護支援事業者等の指定 (同) 七
- 土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧 (農業基盤整備課) 七
- 土地改良事業の施行決定に係る縦覧 (同) 八
- 同 (同) 八
- 争議行為の通知 (労働政策課) 八
- 土地区画整理事業の変更に係る縦覧 (都市計画課) 九
- 同 (同) 九
- 同 (同) 九
- 都市計画道路の変更に係る縦覧 (同) 九

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 一〇
 - 政治団体の異動事項 一
 - 政治団体の解散届出 二
 - 資金管理団体の名称等 三
 - 資金管理団体の異動事項 三
 - 資金管理団体の指定取消し 三
 - 資金管理団体の取消し 四
- 公安委員会告示
- 運転免許証の有効期間の更新の申請を行う場所の告示 (運転免許課) 一四
 - の一部改正 一四



●群馬県告示第190号

区域および面積の指定の告示（昭和46年群馬県告示第66号）の一部を次のように改正し、平成18年3月18日から施行する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

1の表中「安中市」を「安中市（旧松井田町、旧白井町、旧坂本町を除く。）」に、「除く。）、松井田町（旧松井田町、旧白井町、旧坂本町を除く。）」を「除く。）」に、「松井田町（旧西横野村、旧九十九村、旧細野村を除く。）」を「旧松井田町、旧白井町、旧坂本町」に改める。

●群馬県告示第百九十一号

県道路線認定に関する告示（昭和三十四年群馬県告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、昭和五十二年二月二十二日から適用する。

平成十八年三月十四日

群馬県知事 小寺弘之

表一八九の項の次に次の二項を加える。

一九〇	西松井田停車場線	西松井田停車場
田	碓氷郡松井田町大字松井	

●群馬県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	箕郷板鼻線	高崎市箕郷町上芝字西龍ノ宮597番の3地先から同市同町同字壺丁田10番の2地先まで	前	4.8～ 22.2 12.6～ 33.3	2,120.6 386.3
			後	4.8～ 22.2 12.6～ 125.0	2,120.6 719.2
		高崎市箕郷町富岡字壺丁田10番の2地先から同市同町和田山字後和田547番の4地先まで	前	8.4～ 14.8	159.4
			後	8.4～ 14.8 31.0～ 125.0	159.4 127.1
		高崎市箕郷町和田山字後和田547番の4地先から同市同町同字寺久保535番の1地先まで	前	7.1～ 12.0	165.9
			後	7.1～ 12.0 12.0～ 105.0	165.9 180.0
		高崎市箕郷町和田山字寺久保535番の1地先から同市同町富岡字千福1677番の1地先まで	前	7.1～ 8.3	126.1
			後	8.5～ 17.0	127.8

●群馬県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	下仁田上野線	甘楽郡南牧村大字桧沢字十二所742番の7地先から同郡同村大字同字同742番の8地先まで	前	21.5～ 32.5	5.0
			後	21.5～ 32.5	5.0

●群馬県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県渋川土木事務所にお

いて一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺 弘之

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	353号	渋川市北橘町上箱田字中屋敷292番の4地先から同市同町同字同295番の18地先まで	前	14.5～ 25.3	36.7
			後	10.0～ 25.3	36.7

●群馬県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺 弘之

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	353号	渋川市北橘町上箱田字中屋敷292番の4地先から同市同町同字同295番の18地先まで	平成18年3月14日

●群馬県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺 弘之

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県 道	高崎伊勢崎線	高崎市上中居町字辻葉師仮換地1611番の1地先から同市同町字同仮換地1626番の3地先まで	前	32.0	29.1
			後	32.0～ 39.1	29.1

●群馬県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺 弘之

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	高崎伊勢崎線	高崎市高関町字村前仮換地56番の1地先から同市上中居町一丁目5番の40地先まで	平成18年3月27日 午後1時

●群馬県告示第198号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	足利伊勢崎線	太田市強戸町1251番の2地先から同市同町1218番地先まで	平成18年3月14日 正午

●群馬県告示第199号

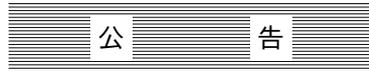
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備局道路企画管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	渋川吾妻線	吾妻郡東村大字奥田字道下155番の1地先から同郡同村大字同字同143番の1地先まで	平成18年3月31日



特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年3月2日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人カドリーベア・デン・イン・ジャパン
- 3 代表者の氏名 竹澤泰子
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市田口町1222番地27
- 5 定款に記載された目的 この法人は、グッド・ベアーズ・オブ・ザ・ワールドと連携し、テディベアを通して人々の心に安らぎと温もりを与えることを目的とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をサービスの種類ごとに平成18年2月20日、次のとおり指定した。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市社協渋川ヘルパーステーション	渋川市渋川1760-1	訪問介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市社協北橋ヘルパーステーション	渋川市北橋町真壁2349-1	訪問介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市社協赤城ヘルパーステーション	渋川市赤城町敷島568-1	訪問介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市社協子持ヘルパーステーション	渋川市吹屋658-20	訪問介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市社協小野上ヘルパーステーション	渋川市小野子9-1	訪問介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市社協伊香保ヘルパーステーション	渋川市伊香保町伊香保162-1	訪問介護
渋川市	清流の郷デイサービスセンター	渋川市赤城町敷島44-1	通所介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市みかげデイサービスセンター	渋川市渋川3912-20	通所介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市赤城デイサービスセンター	渋川市赤城町宮田850-3	通所介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市子持デイサービスセンター	渋川市吹屋658-20	通所介護
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	渋川市小野上デイサービスセンター	渋川市小野子9-1	通所介護
渋川市	短期入所生活介護事業清流の郷	渋川市赤城町敷島44-1	短期入所生活介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をサービスの種類ごとに平成18年3月1日、次のとおり指定した。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
有限会社訪問介護ステーションスマイル	訪問介護ステーションスマイル	伊勢崎市宮子町3571 スカイビルズB202	訪問介護
特定非営利活動法人くらしの安心ネット	ヘルパーステーションひかり	前橋市昭和町2-11-14	訪問介護

有限会社かやの実会	かやの木	富岡市内匠448	訪問介護
特定非営利活動法人いろは	ヘルプステーションそてつのみ	太田市藪塚町2188-5	訪問介護
株式会社矢口福祉サービス	通所介護ひなたぼっこ	邑楽郡板倉町西岡190-1	通所介護
医療法人社団醫光会	ケアステーションピース榛名	群馬郡榛名町高浜1166-8	通所介護
医療法人大誠会	デイサービスセンターうちだ	沼田市久屋原町369	通所介護
医療法人緑陽会	ショートデイセンターこまち	富岡市七日市761-10	通所介護、短期入所生活介護
有限会社ドリームサトウ	グループホームもみじの里	甘楽町妙義町上高田660-1	認知症対応型共同生活介護
有限会社Love-Leaf	弁慶ぐんま	高崎市新後閑町5-14 城南ハイツ104号	福祉用具貸与
有限会社訪問介護ステーションスマイル	福祉用具スマイル	伊勢崎市宮子町3571 スカイヒルズB202	福祉用具貸与

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所を平成18年3月1日、次のとおり指定した。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社情報倶楽部	ケアサービスうらら	前橋市高井町1-26-22
株式会社ルミエールジャパン	居宅介護支援事業所みらい	前橋市西片貝町5-14-17
医療法人社団醫光会	ケアプランセンターピース榛名	群馬郡榛名町高浜1166-8
有限会社フェート	ケアサービスさくら	桐生市梅田町1-260-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営里見板鼻土地改良事業第2換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成18年3月15日から同年4月13日まで
- 縦覧に供する場所 安中市役所及び榛名町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、妙義町営諸戸菅原土地改良事業（区画整理）の施行を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年3月15日から同年4月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 妙義町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、妙義町営諸戸菅原土地改良事業（農業用道路）の施行を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年3月15日から同年4月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 妙義町役場

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、群馬県医療労働組合連合会執行委員長阿久澤隆から、2006年春闘等の要求に関して、平成18年3月16日以降、次の組合の組合員が従事する病院及び診療所において、争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

労働組合名	争議行為を行う場所	
群馬中央医療生協労働組合	前橋協立病院 前橋市在宅介護支援センター朝倉 協立歯科クリニック 前橋協立診療所 太田協立病院 桐生協立診療所 広瀬訪問看護ステーションたんぼぼ 東長岡訪問看護ステーションたんぼぼ 城東訪問看護ステーションたんぼぼ	前橋市朝倉町828-1 前橋市朝倉町830-1 前橋市朝倉町830-1 前橋市城東町3-15-28 太田市石原町927 桐生市相生町2-554-7 前橋市山王町1-23-30 太田市東長岡町1691-1 前橋市城東町3-20-8
高崎中央病院労働組合	高崎中央病院 はるな生協歯科診療所 ヘルパーステーションレインボー はるな生協通町診療所 高崎市在宅介護支援センターふれあい 中居訪問看護ステーション	高崎市高関町498-1 高崎市高関町498-1 高崎市高関町498-1 高崎市通町143-2 高崎市通町143-2 高崎市中居町1-16-2
二之沢愛育会労働組合	群馬整肢療護園 愛育乳児園 療護施設「大地」	高崎市足門町146-1 高崎市足門町146-1 高崎市足門町287-5
北毛保健生協労働組合	北毛病院	渋川市有馬237-1

	北毛診療所 訪問看護ステーション虹 在宅介護福祉センター「ありま」	渋川市坂下町889-1 渋川市坂下町889-1 渋川市有馬230-1
利根保健生協労働組合	利根中央病院 利根歯科診療所 利根保健生協片品診療所 利根訪問看護ステーション 介護老人保健施設とね	沼田市東原新町1855-1 沼田市東原新町1908-6 利根郡片品村鎌田3946-26 沼田市高橋場町1915 沼田市東原新町1917-1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業
- 2 都市計画の変更年月日 平成18年2月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び群馬県伊勢崎土木事務所並びに伊勢崎市都市計画部都市計画課及び伊勢崎市中心市街地整備部市街地整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業
- 2 都市計画の変更年月日 平成18年2月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び群馬県伊勢崎土木事務所並びに伊勢崎市都市計画部都市計画課及び伊勢崎市中心市街地整備部市街地整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画伊勢崎駅周辺第三土地区画整理事業
- 2 都市計画の変更年月日 平成18年2月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び群馬県伊勢崎土木事務所並びに伊勢崎市都市計画部都市計画課及び伊勢崎市中心市街地整備部市街地整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、伊勢崎都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条

第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年3月14日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 都市計画の種類及び名称 伊勢崎都市計画道路（1）7・7・17号高架南2号線 （2）7・7・19号高架南3号線 （3）8・7・1号伊勢崎駅歩行者専用1号線 （4）3・4・54号駅西南北通り
- 2 都市計画の変更年月日 平成18年2月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備局都市計画課及び群馬県伊勢崎土木事務所並びに伊勢崎市都市計画部都市計画課及び伊勢崎市中心市街地整備部市街地整備課

選挙管理委員会告示

●群馬県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項第1号の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成18年3月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

政党の支部（1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党群馬県藤岡市第二支部	新井雅博	山田成男	藤岡市下戸塚510-2

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岸善一郎後援会	岸善一郎	三森長男	高崎市中里町16-1
西牧ひでのりを育てる会	須田昭一	荻原健二	桐生市境野町1-1168
みどり市と桐生広域圏そして子どもたちの未来を考える会	新井規夫	神山峯子	山田郡大間々町大間々370
星野育雄後援会	星野育雄	星野明	利根郡片品村摺淵529
遠藤重吉後援会	長浜隆一	長谷川勝彦	館林市赤生田本町1432-2
岡村一男後援会	岡村礼次郎	堀口敏夫	館林市岡野町乙402
参和会	福田晃治	田島康雄	前橋市広瀬町1-6-2
新しい藤岡を考える会	白岩政明	小野里英一	藤岡市岡之郷851-11
吉野たかし後援会	坂本時造	塩田正	館林市赤生田町1699-1
藤沢敏孝後援会	田部井多市	加藤益男	山田郡大間々町桐原72-5
牧繪敏彦後援会	丸山和巳	荒木伴二	利根郡みなかみ町鹿野沢172
高柳博文後援会	高柳博文	長谷川昭彦	伊勢崎市安堀町702-1

●群馬県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成18年3月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党群馬県館林市第三支部	会計責任者	柴崎孝夫	高山吉右
日本共産党群馬県委員会	代表者	小菅啓司	大川正治
日本共産党伊勢崎佐波地区委員会	代表者	八田和佳	北島元雄
自由民主党群馬県第三選挙区支部	会計責任者	関根紀雄	石川好三
自由民主党群馬県高崎市第九支部	政治団体の名称	自由民主党群馬県高崎市第九支部	自由民主党群馬県群馬郡第三支部
	主たる事務所の所在地	高崎市三ツ寺町1116	群馬郡群馬町三ツ寺1116
自由民主党群馬県高崎市第七支部	政治団体の名称	自由民主党群馬県高崎市第七支部	自由民主党群馬県多野郡第一支部
	主たる事務所の所在地	高崎市新町2137-3	多野郡新町2137-3
自由民主党群馬県渋川市第二支部	政治団体の名称	自由民主党群馬県渋川市第二支部	自由民主党群馬県勢多郡第一支部
	主たる事務所の所在地	渋川市赤城町津久田328	勢多郡赤城村津久田328
日本共産党前橋勢多地区委員会	会計責任者	松浦信夫	山田富美子

その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
今井清二郎後援会	主たる事務所の所在地	富岡市富岡1883	富岡市富岡1172
小林人志後援会	政治団体の名称	小林人志後援会	小林人志と歩む会
群馬県民社協会	会計責任者	大塚一民	星野勝宏
福祉を考える会 s w s g	代表者	中里知恵子	田村千恵子
	会計責任者	下田和英	小林日出幸
本多まさなり後援会	主たる事務所の所在地	利根郡みなかみ町東峰100	利根郡新治村東峰須川100

大澤幸一後援会	会計責任者	船津京子	金子久七
中里たけし後援会	会計責任者	中里ひさ子	小暮勝明
栗原章二を励ます会	代表者	富岡郁夫	福原太一
伊勢崎政治経済研究会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市南千木町2557	伊勢崎市大手町26-4
関口茂樹後援会	主たる事務所の所在地	藤岡市藤岡1965-5	藤岡市鬼石536-1
	代表者	松本昭榮	徳永光男
みどり市とこどもたちの未来を考える会	政治団体の名称	みどり市とこどもたちの未来を考える会	みどり市と桐生広域圏そしてこどもたちの未来を考える会
明友会	代表者	関根映一	小島明人
群馬県獣医師政治連盟	会計責任者	田所喬樹	戸田忠邦
全国人権推進会群馬支部	主たる事務所の所在地	北群馬郡榛東村長岡136	渋川市渋川3649-18
	代表者	小林俊喜	福原雄治
	会計責任者	松田公司	森田信子

●群馬県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成18年3月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
西牧ひでのりを育てる会	須田昭一	荻原健二	桐生市境野町1-1168
田部井久後援会	田部井久	亀井宏實	伊勢崎市境平塚1377-1
井上貞雄後援会	井上隆	長岡進	前橋市馬場町114
高柳博文後援会	高柳博文	佐竹栄一	伊勢崎市安堀町702-1
小島明人後援会	豊田勝弘	野口英雄	前橋市大利根町1-11-6
明友会	関根映一	野口英雄	前橋市大利根町1-11-6

●群馬県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成18年3月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
星野育雄後援会	利根郡片品村摺淵529	星野育雄	片品村議会議員	星野育雄

●群馬県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成18年3月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
現代政策研究会	公職の種類	衆議院議員	高崎市長
小林人志後援会	資金管理団体の名称	小林人志後援会	小林人志と歩む会
伊勢崎政治経済研究会	主たる事務所の所在地	伊勢崎市南千木町2557	伊勢崎市大手町26-4

●群馬県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により資金管理団体指定取消しの届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成18年3月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
田部井久後援会	伊勢崎市境平塚1377-1	田部井久	境町長	田部井久
高柳博文後援会	伊勢崎市安堀町702-1	高柳博文	伊勢崎市議会議員	高柳博文

定 毎週火・金曜日発行
 価 本号一部四、三〇二円
 〓 消費税、地方消費税を含む。〓

●群馬県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成18年3月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体でなくなった届出年月日
明友会	前橋市大利根町1-11-6	小島明人	群馬県議会議員	平成17年4月6日

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は小島明人である。

公安委員会告示

●群馬県公安委員会告示第10号

運転免許証の有効期間の更新の申請を行う場所の告示（平成13年群馬県公安委員会告示第5号）の一部を次のように改正し、2の表松井田警察署の項の改正規定は平成18年3月18日から、同表大間々警察署の項及び吾妻警察署の項の改正規定は同月27日から施行する。

平成18年3月14日

群馬県公安委員会委員長 青木 次男

2の表松井田警察署の項中「碓氷郡松井田町大字新堀1096番地1」を「安中市松井田町新堀1096番地1」に改め、同表大間々警察署の項中「山田郡大間々町大字桐原1561番地」を「みどり市大間々町桐原1561番地」に改め、同表吾妻警察署の項中「吾妻郡吾妻町大字原町21番地1」を「吾妻郡東吾妻町大字原町21番地1」に改める。

発行 群馬県

印刷所

T前株
 E橋式
 L市会
 〇古社
 二市
 七町上
 一丁毛
 二目五
 四一五
 九〇新
 九一聞
 六二社
 三一